

2023年度（令和5年度）

福山市教育委員会会議録（第8回）

【11月1日（水）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第8回）

1 招集年月日 2023年（令和5年）11月1日（水）
午後2時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出席	1	三好雅章
出席	2	金 仁 洙
出席	3	神原多恵
出席	4	横藤田 晋
出席	5	小丸輝子

4 会議に出席した事務局職員

管理部長	藤井紀子
学校教育部長	亀山貴治
学校教育部参与	寺田拓真
教育総務課長	亀山聰子
政策調整官	手島智幸
中央図書館長	延近久恵
文化振興課文化財担当課長	高松秀幸

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	西岡雅之
教育総務課職員	中村千咲

【開会時刻 午後2時00分】

- 三好教育長 | それでは、ただいまから、2023年度（令和5年度）第8回福山市教育委員会会議を開会いたします。
ではまず初めに、日程第1 教育委員会会議録の承認についてです。
2023年9月29日開催の第7回教育委員会会議録について、何かございますか。
- 全教育委員 | （異議なし）
- 三好教育長 | 御異議ないようですので、教育委員会会議録を承認することとし、会議終了後、委員の皆さまの署名をお願いいたします。
次に、日程第2 教育長報告についてです。
資料の1ページをお願いします。
様々な催し、研修会等が再開されています。どれも3年ぶりとか4年ぶりということで、中国地区や広島県内の教育長会なども行われています。
その中で、教育長の集まりでいえば、部活動の地域移行やGIGAスクール構想における端末の活用について、また民間のプールあたりも話題になりました。その中で各市の取組の報告や交流をしています。
それ以外の時間については学校訪問をしています。
以上です。
続いて、事務局からの報告をお願いします。
- 延近中央図書館長 | 資料の3ページをお願いします。
図書館の特別整理期間の実施について、御説明いたします。
福山市図書館条例第3条の2別表第2に規定する特別整理期間による休館日を、次のとおり実施するものでございます。
特別整理期間には、全ての図書や視聴覚資料を一点ずつ図書館システムと照合する蔵書点検を始め、館内の施設設備の点検や補修、展示物など大規模な模様替えを実施します。
日程についてですが、図書館を4グループに分けて1月24日から順次実施いたします。4グループに分けて休館することで市民の利便性を図ることとしています。
中央図書館は、2024年（令和6年）1月24日（水）から1月29日（月）までの6日間、北部図書館、沼隈図書館の2館は2月1日（木）から2月5日（月）までの5日間、松永図書館、かんなべ図書館の2館は2月11日（日）から2月15日（木）までの5日間、東部図書館、新市図書館の2館は2月29日（木）から3月4日（月）までの5日間を実施いたします。
周知につきましては、広報「ふくやま」1・2・3月号、市・図書館ホームページへの掲載及び館内掲示等で行ってまいります。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。
- 三好教育長 | 報告について、御意見、御質問はありませんか。
- 全教育委員 | （なし）
- 三好教育長 | それでは、次に、日程第3 議第34号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正）を議題とします。
説明をお願いします。

<p>亀山教育総務課長</p>	<p>資料4ページをお願いします。</p> <p>議第34号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正）について、御説明します。</p> <p>福山市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてです。</p> <p>改正理由は、フレックスタイム制を導入するためであり、教育次長専決事項に部長以上の職員の勤務時間の割り振りを規定するものです。その他規程の整理を行うものです。</p> <p>施行期日については、2023年（令和5年）11月1日とするものです。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>フレックスタイム制の概要について参考に添付しています。</p> <p>職員の勤務時間につきましては、原則8時30分から17時15分までとじていますが、フレックスタイム制の導入により、対象職員の事情に応じて、始業・終業時刻を早める、又は遅らせること、1日の勤務時間を短く、又は長くして、その分、他の日の勤務時間を長く、又は短くすることが可能となるものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>三好教育長</p>	<p>御意見、御質問はありますか。</p>
<p>金委員</p>	<p>これは、全庁的に行うものですか。それとも教育委員会だけで行うものですか。</p>
<p>亀山教育総務課長</p>	<p>これは全庁に係る職員で、育児又は介護に係る常勤職員を基本としており、ただし、教育委員会でいいますと、給食調理などの実施困難職場、やはり時間の制限がある、その時間にいることが必要となるような職場につきましては除くということで、基本的には市役所全体で行うものです。</p>
<p>横藤田委員</p>	<p>市役所にいる方々が対象で、学校現場の先生なんかは対象外ということですか。</p>
<p>亀山教育総務課長</p>	<p>県費の教職員はまず対象外です。ただ、市の職員に対しましても、やはり子どもがいる時間帯に勤務することが必要ですので、困難と考えています。</p>
<p>三好教育長</p>	<p>他に、何かありますでしょうか。</p>
<p>全教育委員</p>	<p>（なし）</p>
<p>三好教育長</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議第34号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
<p>全教育委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>三好教育長</p>	<p>御異議ないようですので、議第34号は原案どおり可決しました。</p>

高松文化振興
課文化財担当
課長

それでは、次に、日程第4 議第35号 福山市文化財の指定についてを議題とします。

説明をお願いします。

議第35号 福山市文化財の指定について、御説明します。

資料8ページをお願いいたします。

これまでの経過として、7月4日の教育委員会会議を経て、福山市文化財保護審議会への諮問を行いました。

その後、審議会において関係資料を調査・検討し、審議した結果、9月22日付けで、福山市指定文化財として適当と認める旨の答申書が提出されました。

そのため、福山市文化財保護条例第3条の規定により、福山市重要文化財に指定することについてお諮りするものです。

当該文化財は、名称、「木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像」、福山市今津町の宗教法人 蓮華寺様が所有され、法量は、本尊が86.2センチ、両脇侍が98.5センチです。

本尊は平安時代の12世紀、両脇侍は室町時代の15～16世紀に制作されました。

所見として、本尊は、定朝様の作風を彷彿とさせる備後地方では、稀少な作例であること、正中矧で左右に材を割る珍しい作例であること、姿態のバランスが整い、優れた彫技がうかがわれる優作であること、県内でも等身大の彫像が決して多くはないこと、平安時代末から鎌倉時代の作風へ移行する過渡期の作例として位置付けられる可能性があること、両脇侍が室町時代に三尊一具として、整えられたことなどから、高く評価できるとされました。

13ページをお願いいたします。

こちらは、本尊の画像です。

等身大の大きさで、破綻なく、造形をとりまとめている点、穏やかな面相の中にも、一種の厳しさを見せる表情など、本市に残る仏像彫刻の中でも、高い完成度を持った仏像であることがわかります。

15ページをお願いします。

画像11は、お像を寝かせて、底から撮影したもので、画像12は、上が顔の部分にあたります。頭と体の真ん中の線で、木材を左右に割り、再度寄せて接合していることがわかります。

16ページから17ページには、両脇侍立像の写真を添付しております。

なお、18ページから20ページには、用語の説明をつけております。説明は以上です。

よろしくをお願いします。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

金委員

これは福山市の重要文化財ということで、市の保護審議会へ諮問していますよね。これは市相当なのか、県相当なのか、いきなり国というのはなかなかないとは思いますが、いきなり県指定にすることはできない仕組みなんですか。

高松文化振興
課文化財担当
課

まず、この銅像ですが、市の方で2021年から、美術工芸の実態調査を実施しています。この中で、先ほど申し上げた所見に応じた評価をいただいたものです。

そういったことから、まずは市の重要文化財として指定していくということで進めていたところですよ。

	<p>今後、新たな評価、価値が判明する中で、県や国へも働きかけながら、新たに見つかれば、そういったところへ持っていければと考えています。</p>
三好教育長	<p>新たに見つかればということは、今の評価では、県とか国相当ではないという評価なんですか。</p>
高松文化振興課文化財担当課	<p>今の評価でいうと、他の銅像や彫刻と比べて、そこまでの価値まで、新たな価値として見つかっていないので、市の重要文化財でとどめる形となります。</p>
金委員	<p>前回の文化財の保存活用計画で、指定、未指定文化財の区分がありますが、未指定文化財の中で、文化財相当の絵や彫像なんかも、個人持ち、所有が多いからなかなか把握できないようなことが書かれていました。ですが、この福山市を歩いてみると、立派な彫像はたくさんあるわけですね。それをデータとして取っておくということも大事なんじゃないかなと思うんですが、そういった取組をされる予定はないですか。</p> <p>例えば、美術館とか県立博物館の前なんかには、圓鏝さんの彫像もあるし、周りにもあります。福山市民病院にも圓鏝さんのブロンズが2体あります。ゆめタウンの南にもありますよね。そういうような福山市にある、古くはないけど、文化財相当といいますか、彫像とかそういうものを調査して、データ化する予定は今のところないですか。</p>
高松文化振興課文化財担当課	<p>指定、未指定にかかわらず、文化財というのは本市にたくさんあると考えています。これまで色んな調査をする中で分かったものは、データというか、紙ベースで多く残っています。</p> <p>先日お話しさせていただいた文化財保存活用地域計画なんかでも謳っていますが、データ管理をしていく必要があるだろうということで、ここに向けて調査なり、市民の皆さんからそういった情報を集めて一元化していくことも、今後検討していくことにしています。</p>
金委員	<p>文化財という大袈裟なくくりじゃなくても、「ここにはこんなものがある」と、位置と物が分かるようなデータがあれば、どこに行ったら何が見れるかが分かれば、市民が散策する上でも割と楽しみになるんじゃないかなと思います。</p>
高松文化振興課文化財担当課	<p>おっしゃっていただいたブロンズ像なんかも市内に多々ありますし、その位置というのは個数も含めて把握しているところです。中には汚れがひどいものであったり、年数が経っているものもあります。先日も神辺のブロンズ像をきれいにして、今後の保全をどうするかというのを、所有者の意見を聞きながら行ったところです。当然それも福山市の誇りの一つとなりますので、そういったものをどうやって伝えていくか、まだまだできかねるところもありますが、そういったところも文化財、文化の振興には必要になってくるのではと考えています。</p>
金委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
三好教育長	<p>他に、何かありますでしょうか。</p>
全教育委員	<p>(なし)</p>
三好教育長	<p>ないようですので、お諮りします。</p>

議第35号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので、議第35号は原案どおり可決しました。
予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何か、ありませんでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。
なお、次回の教育委員会会議は、11月20日(月)午後2時からを予定しています。

【閉会時刻 午後2時19分】